島根県:しまね海外ビジネス展開支援事業

東南アジアへの海外展開をご検討中の県内企業のみなさまへ

島根県内企業の海外(アセアン) ビジネス展開を現地から お手伝いします!







the the state

島根県では、県内企業のアセアンへの海外展開を支援するため、タイにサポートオフィスを設置し、現地での事業展開に関する アドバイス、商談先企業の紹介、アポイントメントの手配などの業務を行っています。

サポートオフィスは、現地事情に精通し、幅広いネットワークを持つ日系コンサルタントです。 みなさまの利用をお待ちしています。

海外での 事業展開について 相談したい

展示会・ 見本市の出展を 支援してほしい

海外の企業と 取引がしたい

海外へ 進出したい

現地専門家を 紹介してほしい

商談を サポートして ほしい

0

現地情報を 入手したい











こんな時は、島根・ビジネスサポート・オフィスをご活用ください!

●支援対象地域

タイを中心とするアセアン諸国

(インドネシア、カンボジア、シンガポール、フィリピン ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス

島根県内に事業所を有する企業 (製造業、非製造業を問いません)

原則、無料で利用できます。(一部実費等を頂く場合があります。)

●利用由し込み

裏面の「島根・ビジネスサポート・オフィス利用申込書」に必要事項をご記 入の上、郵送、FAXまたはE-mailで下記のいずれかにご提出ください。

称

島根・ビジネスサポート・オフィス

Shimane Business Support Office (Bangkok)

所在地

タイ王国バンコク

1 Glas Haus Building, 12th Floor, Room 1202/D, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd., Klogtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110 TEL:+66(0)2260-1058 FAX:+66(0)2260-1058

E-mail: shimane-bizsup@aapth.com

担当者

神谷 靖子(かみややすこ):島根県専属担当者 ※サポートオフィスへ連絡される際は、必ず下記により「利用申し込み」を行ってください。

<u>業務委託先:アジア・アライアンス・パートナー・ジャパン(株)</u>(株)山陰合同銀行

お申し込み お問い合わせ先

公益財団法人しまね産業振興財団 販路支援課・国際化支援グループ

〒690-0816 松江市北陵町1番地 テクノアークしまね内 TEL.0852-60-5114(直通)/FAX.0852-60-5116 E-mail: kaigai@joho-shimane.or.jp

島 根 県 しまねブランド推進課 海外展開支援室

〒690-8501 松江市殿町1番地 TEL.0852-22-5303(直通)/FAX.0852-22-6859 E-mail: kaigai-tenkai@pref.shimane.lg.jp

島根・ビジネスサポート・オフィス バンコク



令和 年 月 日

島根・ビジネスサポート・オフィス利用申込書

島根・ビジネスサポート・オフィス(バンコク)の利用に関して、以下のとおり申し込みます。

1. 利用者連絡先

企業名	TEL	
	FAX	,
所 在 地	E-mail	
担 当 者		
業務内容		
2. 依頼業務の内容		
相談対象国	□タイ □フィリピン □ベトナ □その他(·ム □インドネシア) □未定
相談区分	□事業展開相談(投資・貿易・その他) □取引先発掘・紹介 □展示会・見本市・商談会出展	□現地情報収集 □商談設定・アテンド □現地専門家紹介
	詳細 ※時期、場所、対象となる製品など、できるだけ具体的に	
【利用申込に当たっての留意事項】 □ご利用にあたっては、「島根・ビジネスサポート・オフィス利用の手引き」をご確認の上、申込みください。 (http://www.pref.shimane.lg,jp/industry/enterprise/shien/kaigai/support_office.html) □サポートオフィスの利用により、直接・間接に関わらず生じた結果について、利用者が不利益を被る事態が生じても、県等及びサポートオフィスはその責任を負いません。 □サポートオフィスの紹介した商談先等が、結果として利用者の希望と異なる場合もありますので、ご承知おきください。 □利用申込の内容によっては、他の適切な公的機関や団体等、支援サービス等をご紹介する場合があります。 □利用申込の内容に応じ、余裕をもってお早めにお申込みください。 □申込み後においても、現地事情等により、支援業務の実施・調整ができない場合があります。		
有させていただ □県、公益財団法 せん。ただし、明	去人しまね産業振興財団及びサポートオフィスは、支援業務に	び支援業務の内容について外部に対して公開しま